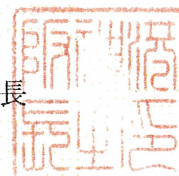


港長公示神第8－2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和8年7月14日

阪神港長



阪神港神戸区第3区及び尼崎西宮芦屋区第2区における航泊の禁止について

阪神港神戸区第3区及び尼崎西宮芦屋区第2区において、花火の打ち上げ行事が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（当該行事に従事する船舶、官公庁用船舶を除く。）する。

記

1 期間

令和8年8月1日午後7時30分から午後8時50分までの間

なお、雨天などにより花火大会が行われない場合又は期間中に花火大会が中止となった場合は、航泊禁止を解除する。

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 34-42-30.27N 135-18-23.83E（護岸上）

B点 34-42-30.27N 135-18-16.757E

C点 34-42-17.339N 135-18-18.127E

D点 34-42-15.443N 135-18-44.354E

E点 34-42-20.148N 135-18-44.144E（護岸上）

3 標識

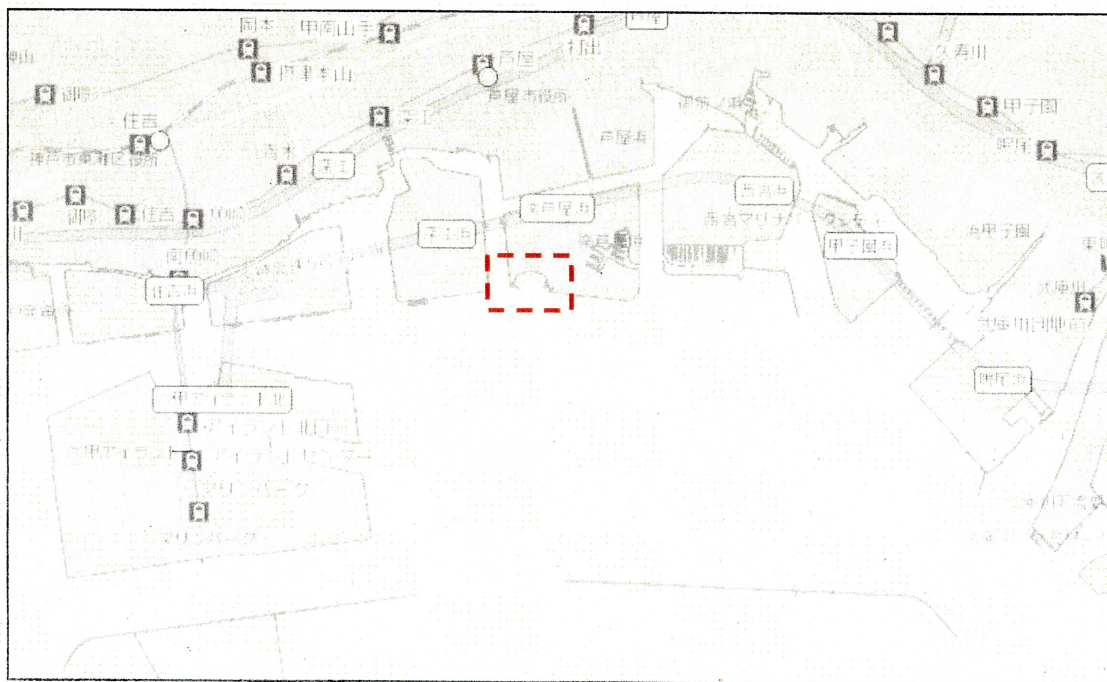
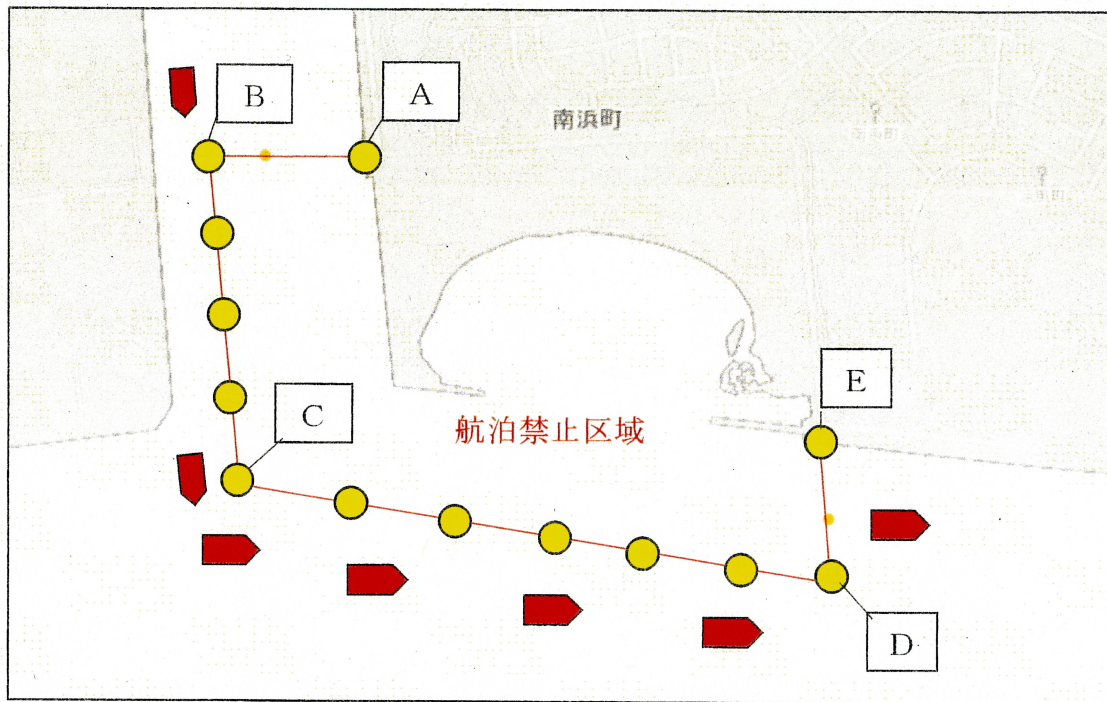
航泊禁止区域を明示するため、区域図のとおりB、C、D点及び各点間には黄色灯浮標（単4秒に1閃光・光達距離4キロメートル）が、A点及びE点には黄色標識灯（単4秒に1閃光・光達距離4キロメートル）が設置されている。

4 警戒船

上記区域周辺には、警戒船が7隻配備されている。

警戒船には、青色の閃光灯が掲げられている。

区域図(略図)



凡例

- 黄色灯浮標及び標識灯(単4秒に1閃光・光達距離4キロメートル)
- ➡ 警戒船